

(仮称)泉南市営りんくう公園整備等事業 提案内容に関する質問への回答

通し 番号	資料名	タイトル	該当箇所				質問	回答
			頁	行数	項目			
1	業務要求水準書	にぎわい創出業務について	44	7	第7章	1 (2)	<p>本事業区域内で既に開催されているイベント等催事の主催者等関係者との協議について、事業開始後はPFI事業者が協議を行ってよいのか。</p>	<p>事業契約締結前に、市とイベント等の主催者・関係者との間で協議し、開催することが確定しているイベント等については、事業契約締結後、速やかに主催者・関係者と協議し、市と主催者・関係者側によるこれまでの調整事項を考慮した条件としてください。 その際の使用料の取扱い(金額及び納付先)については、市とPFI事業者が協議の上、決定するものとします。 また、事業契約締結時点で開催することが確定していないイベント等については、PFI事業者の責任において、イベント等の主催者・関係者と協議してください。</p>
2		SPCへの市の関わり方について					<p>設立したSPCに対して、事業期間中、市はどのように関わるのか。例えば、SPCに市職員が出向して本事業について監視していく等の手段であるのか。</p>	<p>市は、事業期間中、本事業の実施状況やSPCの財務状況等を確認するため、SPCのセルフモニタリング結果に基づき、モニタリングを実施します。市職員がSPCに出向し、監視することはありません。 なお、監視に関する詳細な内容については、モニタリング計画(平成29年12月6日公表)を参照してください。</p>